

マイナンバー制度に便乗した不正

個人情報取り扱いにご注意ください

島田市消費生活センター
生活安心課 ☎ 36-7153

マイナンバーが通知され、県内の消費生活センターでは、マイナンバー制度に便乗した個人情報の取得や不正な勧誘などに関する相談が増えています。不審な電話・メール・手紙・訪問勧誘などには十分注意し、疑問に思ったら、すぐに市役所などの窓口へご相談ください。

注意する不正行為の事例

【事例1】

▼市役所のマイナンバー担当係を名乗る若い男性から電話があり、家族構成を聞かれた。

▲マイナンバーに関係して、市役所が家族構成や資産の状況などを調査することはありません。

【事例2】

▼市職員を名乗る人が訪問し、「個人番号カードの発行にお金がかかる」と言われ、カードの登録手数料としてお金をだまし取られた。

▲マイナンバーの通知や個人番号カードの交付手続きで、市役所がお金を要求することはありません。また、マイナンバーの通知は簡易書留で各世帯に郵送されています。配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。

【事例3】

▼携帯電話に「重要・マイナンバーについて」と題するメールが届いた。「マイナンバーの個人情報漏えいが発覚し、このままでは携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりする」との文面に、手続きのためアドレスが記載されていた。

▲危機感をおぼえる文章で、個人情報取得するサイトに誘導する手口と思われま。

【事例4】

▼市職員を名乗る人から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」と電話があり、さらに別の人が「名義貸しは犯罪になって逮捕される」と言われ、解決するためにお金を要求された。

▲「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは、法律により罰せられます。



マイナンバー受付・相談窓口

▼市役所1階に「マイナンバー受付・相談窓口」を設置しています。主な業務は、個人番号カードの申請・交付受付、通知カード未到達者からの照会対応、通知カードの受け渡し、通知カード・個人番号カードに関する相談となります。また、平日の昼間に市役所へ来庁できない人へのサービスとして、土曜日の午前中（1月以降は、第3土曜日を除く）に個人番号カードの申請・交付業務を行います。

☎市民課 ☎ 36・7194



市役所の受付・相談窓口

【不審な電話を受けたら】

電話受付／平日午前9時～正午・午後1時～4時

【マイナンバーが含まれる個人情報の取り扱いに関する苦情】

電話受付／平日午前9時30分～正午・午後1時～5時30分

特定個人情報保護委員会 苦情あつせん相談窓口

☎ 03・6441・3452

個人番号カードを 取得すると便利です！

▼個人番号カードは、マイナンバーを書類に記載するときや本人確認の身分証明に利用できるカードです。e-TAXなどの電子申請にも利用でき、今後の活用の拡大が検討されています。

【個人番号カードの申請方法】

- ① 郵送された申請書に必要な事項を記入し、同封の申請書送付用封筒に入れて、郵送で申請する。
- ② インターネットで申請する。
- ③ 郵送された申請書を、市役所のマイナンバー受付・相談窓口または各支所へ提出する。

※個人番号カードを希望しない場合、申請は不要です。

【個人番号カードの受け取り】

- ① ②の方法で申請した人／交付準備ができ次第、市役所から「ハガキ（交付通知書）」を送付します。受け取り期間や場所、持ち物などは、ハガキを確認してください。
- ③の方法で申請した人／市役所から「個人番号カード」を本人限定受取郵便で郵送します。

※いずれも1月以降に、送付されます。

☎市民課 ☎ 36・7194